

兵庫県公式オンラインショップに係る開設・運営業務委託 企画提案コンペ仕様書

1 委託業務名

「兵庫県公式オンラインショップ」に係る開設・運営業務

2 業務目的

物産販売におけるEC市場規模の拡大を踏まえ、県産品のオンライン販売機能強化及び販路拡大を図る。

3 事業期間

委託契約締結の日から 2026 年 3 月 31 日(火)まで

4 事業費

10,000,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※商品販売に伴う売り上げは、受託者の収入とする。また、委託料はサイト構築費に係る費用に加え、人件費、広告費、説明会開催費その他公式オンラインショップの開催・運営に係る一切の費用を含む。

5 業務内容

(1) オンラインショップの開設・運営

兵庫県産の食材・材料等を使用している、または製品の最終加工を兵庫県内で行っている商品等を取り扱うオンラインショップを開設・運営すること。なお、商品の具体的な取扱基準・確認方法については、県と協議の上、決定すること。

また、販売状況等を県に定期的（月 1 回程度）に報告すること。

① 開設時期

2025 年 12 月末までに開設すること

② 取扱商品数

開設時 300 品目目途

③ その他

- ・ 開設にあたっては、自社サイト又はインターネットモールで店舗を開設すること。
既存のサイトをベースとして本仕様書の内容をふまえ、創意工夫を加えた上で提案することは差し支えない。
- ・ 「兵庫県公式オンラインショップ」であることが分かるように表示すること。
- ・ 仕入販売か産直販売か、販売手数料率がいくらかなど、オンラインショップでの県産品販売スキームを企画提案すること。
- ・ オンラインショップ内で、兵庫県のふるさと納税に関するホームページへのリンクを行うこと。

(2) オンラインショップ説明会の開催

取扱商品数を増やすため、兵庫県と連携し各市町や関係団体、事業者に向けた説明会を行うこと。あわせて、必要に応じて個別に説明を行うこと。なお、兵庫県としては、説明会への同行、個別での説明における同行などの支援を想定している。また、県内事業者幅広く周知を図るため、県での各種イベントや対外的な発信の機を捉えて PR 活動に努めること。

- ① 実施時期
オンラインショップの開設前後
- ② 実施手法
WEB、現地は問わない。

(3) オンラインショップのPR業務

オンラインショップの利用者を増やすため、兵庫県と連携し、各種イベントや対外的な発信の機を捉えて集客に向けたPRを実施すること。

- ① 実施時期
オンラインショップの開設前後
- ② 実施手法
問わない。最も効果的な方法を企画提案すること。

6 年度末における目標値

区 分		R7	R8	R9	R10
売上目安	金 額	5 百万円	10 百万円	40 百万円	58 百万円
	前年比	—	200%	400%	144%
商品数	商品数	500	1, 000	2, 000	3, 000
	前年比	—	200%	200%	150%

・上記を達成するための実施計画について、あわせて企画提案すること。

7 業務実施上の留意点

- (1) 取扱商品については、兵庫県と協議のうえ決定すること。
- (2) 取扱商品リスト、売上実績等について、四半期毎に兵庫県へ報告すること。
- (3) オンラインショップの開設にあたり、保健所等への対する届出等が必要な場合は、手続きを行うこと。
- (4) 本業務の受託者は、業務の委託契約の締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書をもとに、実施する業務の詳細について兵庫県と協議の上、業務計画書を作成し、業務開始時までには兵庫県に提出すること。
- (5) 受託者は、委託業務の終了後、実績報告書を作成し、兵庫県に提出すること。
- (6) 受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を兵庫県に連絡し、その指示に従うこと。
- (7) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。この場合には、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要、体制及び責任者を明記の上、事前に兵庫県の承諾を得ること。
- (8) 受託者は、成果品に使用するすべてのものについて、著作権等の了承を得て利用すること。
- (9) 本業務実施に伴う成果品および成果品に使用するため作成したもの（原稿及び写真、データ等）の著作権（著作権法第21条から第28条に定める権利を含む）は、兵庫県に帰属するものとする。
- (10) 受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、兵庫県と協議し、その指示に従うこと。
- (11) 契約の相手方となる事業者等は、兵庫県財務規則第100条第1項の規定に基づき、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する。ただし、同項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。